

2. 電力小売全面自由化の評価 — 直近の競争基盤整備議論 —

小売自由化の評価

- ・登録小売電気事業者数は、2018年3月8日時点で464者。
- ・全販売電力量に占める新電力シェアは増加傾向
 - 2016年4月の全面自由化直後：約5%⇒2017年11月：約12%
 - 低圧分野に限ると、2017年11月時点で約7%
- ・これらを通し、需要家の選択肢は増加。



- ・一方で、電力特有の事情である、“他エネルギーとの競合がない”こととか、“ベースロード電源の独占性” を踏まえると、さらなる消費者の選択肢拡大・料金抑制のために、競争基盤整備が必要。

ベースロード電源市場の概要

出典：経済産業省

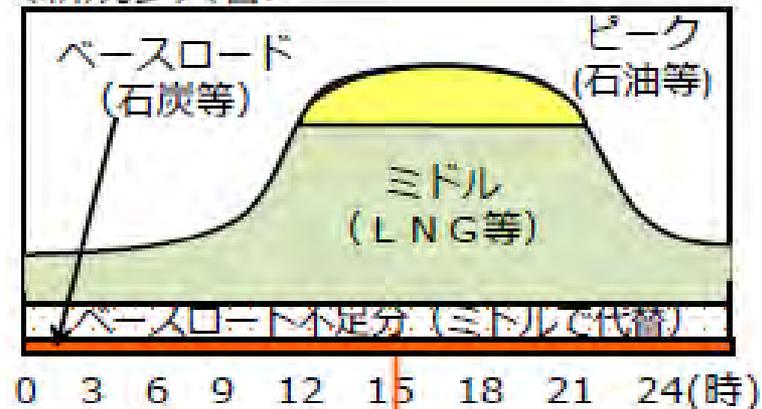
- 安価なベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）の多くは、大手電力が保有・長期契約しており、新電力によるアクセスが困難な状況。卸市場活性化の障壁の一つとなっている。
- このため、大手電力に対し、自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高くない水準の価格でベースロード電源を市場に供出することを求め、新電力にベースロード電源へのアクセス機会を付与するベースロード電源市場を2019年を目途に創設。

旧一般電気事業者と新規参入者の供給力構成の違いとベースロード電源市場（イメージ）

＜旧一般電気事業者＞



＜新規参入者＞



VS

更なる競争を促進

ベースロード電源市場 (新設)

電源供出

電源調達

近時の競争基盤整備議論の進展

- ・電力は一次エネルギーであるガスと異なり、さまざまな電源をもとに発電がおこなわれている。
- ・ベースロード電源については、旧一般電気事業者＋旧卸電気事業者が太宗を保有(原子力は100%)しており、また、これらの電源は新電力には複製不可能。

⇒ベースロード電源市場に寄せられる期待が高まっている。



- ・しかしながら、現在の市場設計では供出・購入量・供出価格など様々な観点から実質的な競争基盤整備につながらない懸念。
例：供出量は過去実績をもとに算定 / 入札参加者は新電力のみ。
- ・本来はすべてのベースロード電源の市場供出が望ましい。少なくとも、「適正な供出量の担保」「旧一般電気事業者内の卸価格と市場供出価格の規制・監視」による競争環境の整備が必要。

いわゆる「取戻し営業」

1. 電気のスイッチングプロセス中の「取戻し営業」に係る指摘

- 需要者がスイッチングを新小売電気事業者（以下「新事業者」という）に申し込んだ場合、大部分の高圧契約*1については、スイッチング支援システムを利用して、顧客の同一性の確認が現小売電気事業者（以下「現事業者」という。）によって行われる。新事業者からの電力供給開始は、供給設備工事などによって申込から1～2月後となることが多い*2。

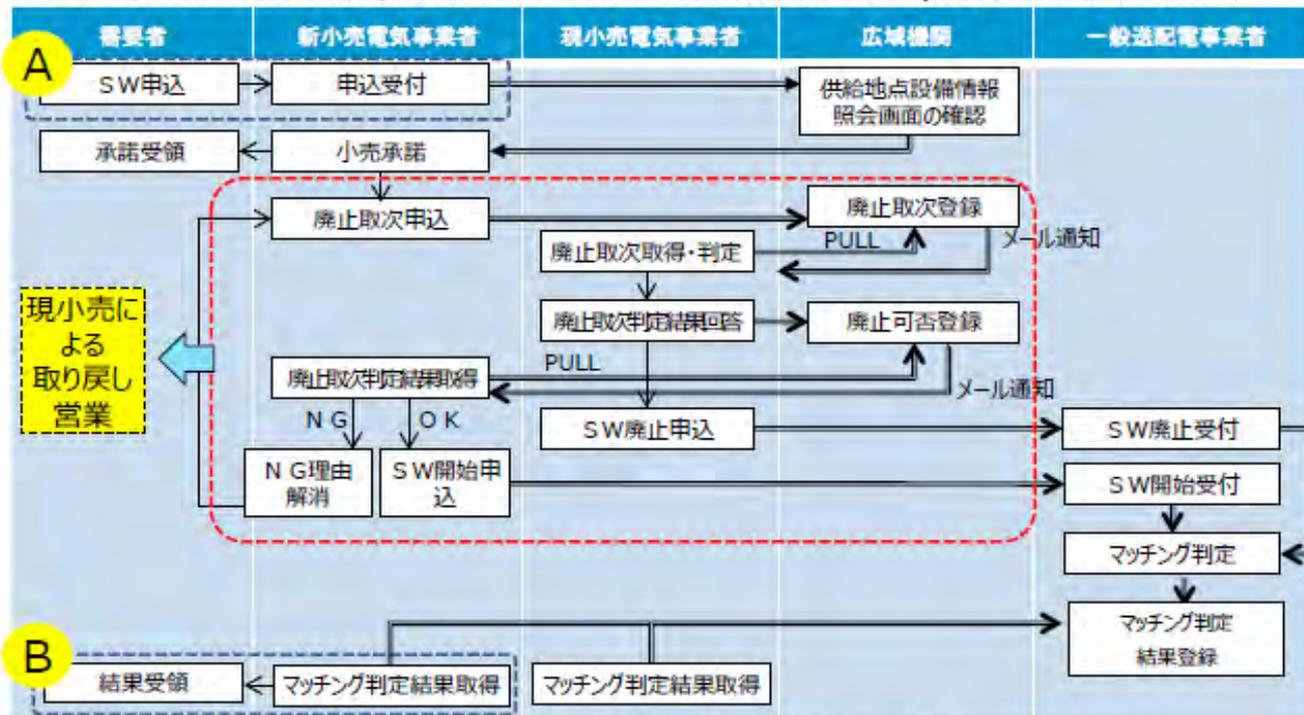
*1 標準電圧が6000V以下で、かつ、契約電力が500kW未満の需要家。これ以外の高圧需要家及び全ての特高需要家は、スイッチング支援システムの対象外であり、各地域の一般送配電事業者の運用によるが、需要者が、現事業者に解約手続きを直接実施することが一般的。

*2 本日の議論は、「取戻し営業」が実際に多く行われているとの指摘がある高圧を主たる対象とする。

- この間に、現事業者が当該需要者に対して、特別料金の提供や需要者の意思に基づく切り替えに伴う違約金請求の旨の連絡といった行為によって、スイッチングが阻止される事例が増加しているとの指摘がある。

スイッチング支援システムによるスイッチング廃止取次の業務フロー（マッチング判定まで抜粋）

新小売電気事業者の理解としては、SW申込み時点（A）に小売供給契約が成立している場合もあれば、スイッチング完了時点（B）で契約が成立する場合もある。※※P.3注 参照



「取戻し営業」の法的解釈

- ・電気のスイッチングプロセスにおける「取戻し営業」について指摘があった。
- ・電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合での議論等でも言及があった。
 - 消費者のスイッチングの意思表示と契約成立の関係性が重要。
 - 民法の「意思主義」を原則通りとらえれば、消費者がスイッチを口頭で事業者に告げただけで、契約成立ともいえるが、このような解釈を取らない事業者も多い。



- ・取り戻し営業自体を悪とみる必要はない。
 - 法的解釈で解決する問題であり、合理的な契約成立の時期を明示する制度設計により、契約成立時点からスイッチング完了時点までは、いったん取戻し営業はできないようにしてはいかがか。
 - 仮に、内外不一致の非対称な運用があるのであれば、不適切。

経過措置解除基準

- 「規制なき独占」に陥ることを防ぐための消費者保護措置として、旧一般電気事業者に経過措置料金規制が課されている。
- 小売全面自由化は、競争を通じて低廉な料金水準の実現を目指すものであり、本規制は早期に解除されることが望ましい。一方で、解除にあたっては「規制なき独占」が起こり得ないことを確認することが大前提となる。



- 地域別の電力市場で「解除前に競争が十分に起こっているか」、「解除後もその競争が持続的であり、独占市場への不可逆性が担保されているか」を客観的な指標に基づき評価することが重要。
- この際、全面自由化断面では基本的にシェア100%であった電力市場の特殊性に留意が必要。
- 当然ながら、前述のベースロード電源へのイコールアクセス、不適切行為の是正といった競争基盤整備も大前提である。